

第5回阿蘇市議会会議録

1. 令和2年9月4日 午前10時00分 招集
2. 令和2年9月4日 午前10時00分 開会
3. 令和2年9月4日 午前10時59分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	会計管理者(会計課長)	大塚浩二
監査委員事務局長	山本繁樹	政策防災課長	加藤勇二郎
ほけん課長	古閑茂雄	観光課長	秦美保子
住環境課長	藤田浩司	人権啓発課長	市原吉治
市民課長	森永智保	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	浅久野浩輝	税務課長	市原修二
内牧支所長	加来隆浩	波野支所長	岩下勝則

農業委員会事務局長 渡 邊 一 倫

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本 山 英 二 議会事務局次長 市 原 多喜男
書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 令和2年第3回定例会で委員の任命同意及び推薦を適任とした方のご紹介について

日程第4 諸般の報告について（議長）

日程第5 諸般の報告について（市長）

日程第6 提案理由の説明

午前10時00分 開会

1 開会宣言

○議長（湯浅正司君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

まず、開会前に、谷崎利浩議員より発言の申出がっておりますので、これを許したいと思えます。

谷崎利浩議員、前のほうにどうぞ。

○8番（谷崎利浩君） 皆様、おはようございます。

議会の冒頭にお礼の言葉を申し上げる機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

前回6月議会におきまして、入院により議会を欠席させていただきました。そのことにより、皆様に非常に御心配と御迷惑をおかけしまして、申し訳ありませんでした。その間、皆様から励ましのお言葉とお見舞いをいただきまして、本当にありがとうございました。今期からまた元気に頑張っていく所存ですので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

甚だ簡単でございますけども、お礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） それでは、改めまして、おはようございます。

令和2年第5回阿蘇市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともに御多忙のところ、本会議に御出席いただき、厚くお礼を申し上げます。本定例会に提出されます諸議案につきましては、後ほど市長のほうから説明がありますが、議員各位におかれましては、慎重に審査をしていただき、適正にして妥当な議決をいただきますようお願い申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言が解除されたものの、いまだ終息までには至っていない状況であり、今定例会においてもマスク着用や消毒の徹底など、万全を期しての会議とさせていただきます。

9月に入りますと、朝夕に秋の気配を感じるころであります。まだまだ暑い日が続いております。皆様方におかれましては、御自愛の上、ますます御健勝にて御精励賜りますようお願いを申し上げます、開会の言葉といたします。

ただ今の出席議員は20名であります。したがって、定足数に達しておりますので、令和2年第5回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程に入ります前に、総務部長から発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

議会の冒頭、大変申し訳ございません。正誤表を配付させていただいております。議案書等のうち、別冊1、阿蘇市一般会計補正予算書、及び、別冊14、監査委員からの決算審査意見書・基金運用状況審査意見書に2か所記載の誤りがございました。おわびを申し上げますとともに、加筆訂正をお願いを申し上げます。

まず、別冊1、令和2年度阿蘇市一般会計補正予算書、21ページをお願いいたします。21ページの中段になります。目5、財産管理費、このうち節21になります。節21、補償補填及び賠償金でございます。説明欄に記載してあります数値、まず農業用施設用地補償金、「4,376」を「5,628」に、また「3,951」を「5,203」、またその下になります。商工施設用地補償金、「10,968」を「10,973」に、「12,469」を「12,474」に御訂正をお願いを申し上げます。

2か所目といたしまして、別冊14になります。別冊14でございます。別冊14、令和元年度阿蘇市各会計の決算審査意見書・基金運用状況審査意見書、これの22ページになります。22ページです。参考といたしまして、国民健康保険税の税率を中段から下に、①、②、③で記載を行っております。そのうち、②後期高齢者支援金分の表の中で左から3列目になります。均等割額（1人当たり）、この部分でございます。ここに書いてあります令和元年度の「6,000円」、これを「7,900円」に御訂正をお願いをいたします。それに伴いまして、一番最後の行になります。増減のところですね。現在、「1,900円」とプリントされておりますけれども、「0円」に御訂正をお願いを申し上げます。

大変申し訳ございません。おわびを申し上げますとともに、今後また引き続きこういった事態が生じないように細心の注意と複数での確認を進めてまいりたいと思っております。大

変申し訳ございませんでした。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務部長の説明を終わります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、19 番議員、河崎徳雄君、1 番議員、佐藤和宏君の両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、御報告いたします。

議会運営委員会を 8 月 28 日午前 10 時から開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をいたしましたので、結果を報告します。

まず、会期につきましては、今定例会の付議事件が報告 3 件、議案 12 件、認定 12 件及び請願 2 件の計 29 件であることから、会期を本日 9 月 4 日から 9 月 25 日までの 22 日間といたします。

会期日程につきましては、議員各位に配付してあるとおりでありますので、御了承を願います。

次に、本定例会における議案等の審議方法であります。報告 3 件を除く、議案 12 件、認定 12 件、請願 2 件につきましては、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。なお、委員会付託議案審議については、今期中の日程に従い、各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件につきましては、質疑は御遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取扱いについて御報告いたします。まず、一般質問の通告期限であります。9 月 9 日の午後 5 時までといたしましたので、時間厳守で通告書の提出をお願いいたします。各議員に申し上げますが、質問の要旨については、指定された時間を有効活用するためにも、分かりやすく、具体的に記載していただくこと、また通告内容以外の質疑にならないよう気を付けていただきますよう併せてお願いをいたします。また、執行部におかれましては、質問内容に対し的確な答弁に努められますようお願いいたします。なお、一般質問の時間についてですが、答弁も含め 45 分間といたしておりますので、議員各位の御理解をお願いいたします。

次に、本定例会における新型コロナウイルス感染症対策についてであります。これまでどおり、会期中はマスク着用とし、発言の際もマスク着用のままで行うとともに、定期的な換気や消毒の徹底を行うことといたしました。また、傍聴につきましても自粛要請を行いま

したので、各議員の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりますが、本日の議会散会後は本会議場におきまして全員協議会を開くことにいたしましたので、御出席のほど、よろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これに御異議ありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田です。

日程については異議はありませんけれども、報道でありますように、6 日の午後から 7 日の午前中に台風 10 号の影響があると思われれます。執行部関係も、例えば避難所あたりの開設をした場合に、行政の仕事のほうに支障がなければ大丈夫だと思うんですけども、そういうところはこういった取扱いにされますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） ただ今、御質問がございましたが、会期については、7 日の台風の速度等が、先ほど何かちょっとスピードが緩くなったりしておりますので、7 日の朝、議長の私と議会運営委員長で相談しまして、議会が 10 時からですので、早めに判断して、議員の皆様と連絡をしたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第 3 令和 2 年第 3 回定例会で委員の任命同意及び推薦を適任とした方のご紹介について

○議長（湯浅正司君） 日程第 3、令和 2 年第 3 回定例会で委員の任命同意及び推薦を適任とした方の御紹介を行います。

先の第 3 回定例会において、各種委員の任命同意、推薦の適任決定をいたしました。よって、本日お見えいただいておりますので、ここで御紹介を申し上げたいと思っております。

最初に、農業委員会委員の任命について同意を行いました方々を御紹介申し上げます。

それでは、入場をお願いいたします。

〔農業委員会委員 入場〕

○議長（湯浅正司君） それでは、農業委員会事務局長より御紹介をお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染症対策によりマスク着用のままで御紹介させていただきます。

○農業委員会事務局長（渡邊一倫君） おはようございます。

それでは、事務局のほうから農業委員を紹介申し上げます。

会長の木村広典委員です。内牧地区担当です。

職務代理者の岩下浩徳委員です。波野地区担当です。

宮地地区担当の山口正孝委員です。
同じく宮地地区担当の井手孝義委員です。
坂梨地区担当の古閑隆一委員です。
古城地区担当の知里口香穂里委員です。
同じく古城地区担当の和田敏喜委員です。
中通地区担当の■村豊治委員です。
内牧地区担当の・村光也委員です。
山田地区担当の田嶋政隆委員です。
それでは、前列と後列、交代をお願いします。
同じく山田地区担当の黒川龍已委員です。
黒川地区担当の岩下保男委員です。
同じく黒川地区担当の竹原真理子委員です。
同じく黒川地区担当の田代純一委員です。
同じく黒川地区担当の石本健二委員です。
永水地区担当の梅井浩二委員です。
尾ヶ石地区担当の山内市男委員です。
波野地区担当の榎木すみ子委員です。
同じく波野地区担当の古澤一雄委員です。
以上、19名です。よろしくをお願いします。

○議長（湯淺正司君） それでは、阿蘇市農業委員会委員を代表いたしまして、新会長の御挨拶をお願いいたします。

○農業委員会会長（木村広典君） おはようございます。

農業委員を代表いたしまして、一言御挨拶申し上げます。

前回、7月20日に改選、いろいろ議員の皆様にはお世話になりました。新しい19名のメンバーが出そろい、今、農業委員としての活動を行っているところでございます。私たち農業委員は、農地の集積・集約、また新規就農担い手の育成、また遊休農地の解消、それに本年度、国のほうの最も重点であります「人・農地プラン」といった多彩な仕事がある中でございます。

今の阿蘇市におきますと、農政課の堀職員を筆頭に、皆さんも御存じのとおり、一昨年からは法人も6件ほどになって、県下のほうでトップをきって、今、阿蘇市のほうが評価をされているところでございます。それも、農地の集約・集積、遊休農地の解消、担い手の育成といった形に伝わるものがあると思います。

また、前期の改選の折には、阿蘇市農業委員会に女性の農業委員が3名誕生しました。これも市議の皆さんたちの温かいたまものと思っております。女性部会のほうも、昨年の7月に熊本県農業委員会女性部会といった、そういった部会ができ、今年度からは阿蘇市の知里口さんが阿蘇郡市の代表として今から頑張っていかれると思います。なかなか女性に対しての難しい、こう言うては何ですけど、男の社会に飛び込んでこられて、前期は大変御苦労し

たかなと思いますけど、本年度からは2回目の改選ということで、今後の農業委員活動に切磋されたいと思います。

また、いろいろ今の阿蘇市の農業の情勢につきましても、全国津々浦々高齢化社会にあって、農地が守れない、維持管理ができない、田を売りたい、そういったいろいろな問題事項もあります。それに、阿蘇市におきましても、法人化は進んでおりますけど、なかなか担い手がおられません。でも、阿蘇市には、農業高校と普通高校が統合という形で1つの高校になりましたけど、農畜科と林業科といった、そういう科も残っておりますので、まだまだ阿蘇のほうにも期待ができるかなと思います。今後も、まだまだ地元の若い、今から高校に通う人たちにも地元の高校に通ってもらって、担い手として、そういったことができればいいかなと思っております。

私も今度2期目で会長をさせていただきますけど、阿蘇市の今後の農地を守るのを第一に自分も考えております。2期目の重みを真摯に受け止め、今後の1期3年の任期を全うしていきたいと思っております。

最後になりますけど、熊本地震の災害につきまして、市議の皆様には本当御足労願ったところであります。昨年の4月から災害の田んぼのほうもすべて作付けができ、農家のほうも少しは元気が出たかなと思いますけど、今現状またコロナという大変なものが出て、阿蘇の二本柱の一つの農業は元気が出ましたけど、観光面も大変なところがあるかなと思いますので、農業のこともしっかり一生懸命頑張っていきたいと思っておりますけど、今後の阿蘇市の発展にもみんなで頑張っていきたいと思っております。農業委員19名、最適化21名、渡邊局長をはじめ、4人の職員ということで、44名の力を借りて、この一つの力で今後の阿蘇市の農業のために頑張っていきたいと思っておりますので、どうか皆様の御指導、御鞭撻のほど、よろしく願いいたします、会長としての御挨拶を終わらせたいと思っております。

本日は、どうも貴重な時間、ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 農業委員会の委員の皆様におかれましては、御多用中にもかかわらず、御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。今後の御活躍を御期待申し上げます。

それでは、御退席をお願いいたします。

[農業委員会委員 退席]

[人権擁護委員 入場]

○議長（湯浅正司君） 続きまして、人権擁護委員候補者の推薦の適任決定をいたしました川畠まゆみ様を御紹介申し上げます。

それでは、川畠まゆみ様、自己紹介をお願いいたします。

○人権擁護委員（川畠まゆみ君） おはようございます。

このたび、人権擁護委員に任命をいただきました川畠まゆみと申します。何も分かりませんが、先輩方に教えていただきながら頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 川畠まゆみ様におかれましては、御多用中にもかかわらず、御

出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、御退席をお願いいたします。

[人権擁護委員 退席]

○議長（湯浅正司君） 以上をもちまして、御紹介を終わります。

日程第4 諸般の報告について（議長）

○議長（湯浅正司君） 日程第4「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先ほど配付いたしました別紙報告書を御覧いただきたいと思っております。

まず、監査委員より令和2年5月分から7月分までの例月出納検査報告書及び阿蘇医療センターと水道課の定期監査結果報告書が提出されております。報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、御自由に閲覧を願いたいと思っております。

次に、市議会議長会等の開催状況についてであります。阿蘇市町村議長会総会が8月3日、阿蘇地域振興局において開催され、令和2年度事業計画等について協議、承認されました。また、8月18日には、熊本県北市議会議長会の会長であることから、熊本県知事に対して、「熊本県北地域の地域振興の促進について」の要望活動を行ったところであります。詳細については、後で御覧いただきたいと思っております。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第5 諸般の報告について（市長）

○議長（湯浅正司君） 日程第5、市長の諸般の報告を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

初めに、熊本県内各地に甚大な惨害を与え、凄惨な痕跡を残していった「令和2年7月豪雨災害」で、無念にも尊い命を奪われ、亡くなられた方々に、謹んで哀悼の誠をささげ、御冥福をお祈りし、被害を受けられたすべての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

一日も早い復旧復興を願うものであります。

本市は、7月7日、大雨洪水警報発表を受け、避難勧告発令、38世帯81名の方が避難所に避難され、避難者の方々の健康管理、新型コロナウイルス感染防止に万全を期し、避難所運営に取り組みました。人命に関わる被害はなく、北部山間地区を中心に農地、道路の被害が発生しました。

また、この豪雨で県内自治体への災害支援に、人吉市、八代市へ本市職員を派遣、避難所運営、災害ごみの受入れ、被災者生活再建支援、保健業務などに従事、本日現在で22班43人を派遣、今後も継続した支援を行います。

新型コロナウイルス感染症関連では、県は、7月30日付け、感染者居住地を、原則「市町村」単位で公表するとしました。

8月4日には、県内のクラスターをはじめ新規感染者増加で、感染症対策に係る県リスク

レベルを「レベル4 特別警報」に引き上げました。

本市の発生は、今まで確認されていませんが、随時「阿蘇市新型コロナウイルス感染症対策本部」で、情報収集、共有化を図り、ホームページ、お知らせ端末等で市民の皆様へ情報提供や注意喚起等を行っています。

国の国民1人当たり10万円を給付する「特別定額給付金」事業は、8月20日に、申請を締め切らせていただきました。

3か月間の受付期間内に、11,490世帯(99.84%)、25,690人(99.92%)の方々へ、25億6,900万円の給付を行うことができました。

未申請の方については、自宅訪問、簡易書留通知などを行い、未申請は18世帯、内訳は、「辞退3世帯」、「母国への帰国5世帯」、「居所不明6世帯」、「申請書を受領し、未申請4世帯(4名)」となりました。

次に、熊本地震復興関連で、「JR豊肥本線」は8月8日に運転再開、「国道57号北側復旧ルート」、「国道57号(現道)」は10月開通、また「阿蘇大橋」は来年3月開通が予定され、主要交通インフラの復旧復興は、阿蘇地域の住民生活の利便性向上はもとより、あらゆる産業、流通、経済の大きな弾みとなり、確かな活性化に期待を寄せるものであります。

それでは、令和2年第5回阿蘇市議会定例会の開会に当たり、6月定例会以降の諸般の報告をします。

まず、総務部関係について報告します。

【総務課】

職員の新型コロナウイルス感染症対策は、6月中旬、オンライン会議を行う環境整備を完了、7月中旬以降、感染症患者の増加を受け、新しい生活様式行動を職員へ周知徹底、危機感と当事者意識を持って、引き続き感染拡大防止対策に取り組みます。

【政策防災課】

阿蘇中岳火口は、昨年4月14日、噴火警戒レベル2へ引き上げられ、火口1キロメートル圏内の立入りを規制、本年8月18日、火山ガス噴出量減少、火山性微動安定が確認され、噴火警戒レベル1に下げられました。その後、火山ガス検知器の正常作動、新型コロナウイルス感染症対策など、安全確認、調整を行い、火口1キロメートル圏内の立入り自主規制を解除、9月1日、午前10時から火口見学を再開しました。

今後も安全第一に、環境省、気象庁阿蘇火山防災連絡事務所をはじめ関係機関と連携してまいります。

阿蘇警察署移転に伴う一の宮地区への交番所設置は、8月11日、熊本県警本部から各関係機関へ合同説明会が行われ、現在、関係機関の意見等を回収しており、速やかに方針を決定し、対応していきます。

次に、市民部関係について報告します。

【福祉課】

築40年の坂梨保育園は、施設全体が著しく老朽化し、移転先を旧坂梨小学校とし、施設の有効活用を含めた移転改修設計業務委託料を本議会に上程しています。今後も地域住民、

関係機関等の理解を得ながら、事業推進に努めます。

【ほけん課】

夏の住民健診は、新型コロナウイルス感染を恐れる市民の方々が検診受診に消極的になることを心配し、待機場所のプレハブ施設設置など、感染防止対策を行い、実施しました。

受診者数 3,479 人（昨年と比較 53 人増）でした。

今後も重症化予防観点から、早期発見、個別保健指導等を実施、市民の皆様の健康保持、増進に取り組みます。また、秋の健診もより多くの方々に受診していただけるよう、周知啓発、受診率向上を目指します。

次に、経済部関係について報告します。

【農政課】

九州農政局が発表した本年産水稻の概況は、福岡、佐賀、大分 3 県を「やや不良」、熊本、宮崎、鹿児島 3 県を「平年並み」と予想しました。

本市は、梅雨期の長雨影響があったものの、8 月から晴天が続き、開花時期、好天に恵まれ、良好な状況になりましたが、台風の影響も心配され、最終的な作況を注視しています。

一方、施設園芸は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が心配されるものの、市場取引等は全体的に平年並みで推移しています。

献穀事業は、これまで献穀者御夫妻をはじめ、地域の方々の御尽力や関係機関の御協力で、献穀田の稲穂、粟は、たわわに実り、無事に収穫時期を迎え、今月、抜穂祭を執り行います。

収穫後は、10 月、阿蘇神社の奉告祭を経て、皇居での新嘗祭に米、粟を献上することになります。

【観光課】

緊急経済対策で実施した「阿蘇市サマー宿泊割引キャンペーン」は、多くの利用があり、一定の成果を上げることができました。

今後も国県の補助制度を周知強化し、継続した宿泊客誘致に努め、「新しい生活様式」の対応など、感染防止の環境づくりにも取り組みます。

8 月 1 日、主要交通インフラ復旧復興を見通し、大観峰にインフォメーションセンターを設置しました。観光案内に加え、阿蘇ジオパークガイドを配置、展望所の無料案内は、観光に訪れた方々から好評を得ています。

また、8 月 8 日、JR 豊肥本線が全線開通しました。秋のシーズンも JR 九州等と連携し、多様なキャンペーンを実施、鉄道を利用した地域活性化を進めます。

【まちづくり課】

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る事業者の方へ事業支援対策として、一時休業、時短営業された事業者事業継続を支援する一律 13 万円支給の阿蘇市事業継続支援補助金は、634 件の支援実施、家賃補助は、93 件の支援実施となりました。

また、経済対策で、市内に宿泊された方を対象に、地域商店街、観光施設で消費行動につながるウェルカム商品券は、52 の宿泊施設に約 2 万人分を配布、道の駅をはじめ多様な店舗で利用され、宿泊された方、店主の方からも好評をいただきました。引き続き、冬場の第

2弾として、地域経済活性化に向け、関係機関と準備を進めています。

平成30年3月から休館していました夢の湯は、屋根・外壁・天井の張り替え、照明や床の滑り止め、湿気対策を含めた大規模改修完了、新型コロナウイルス感染防止対策を行い、8月10日から営業を始め、明るく安全な温泉施設となり、利用者の皆様に大変喜ばれています。

はな阿蘇美は、新型コロナウイルス感染症による観光客減少で経営状況が悪化、今後の見通しが立たず、指定管理者の有限会社木之内農園から契約解除の申出を受け、継続に向けた協議を行いましたが、現在の経営状況等を総合的に判断し、10月末の指定取消しに至りました。

今後は、新たな指定管理者の公募に向け、準備を進めます。

次に、土木部関係について報告します。

【建設課】

国道57号北側復旧ルート、トンネル部は、おおむね完了、現在路面標示、照明灯など設置工事が行われ、道路部も、道路舗装・防護柵・標識等の設置、側道整備など、急ピッチで進められています。

国道57号現道は、JR豊肥本線復旧の資材置場等で利用した道路部も解放され、北側復旧ルートとともに、10月開通に向け、工事は、最終段階を迎えています。

中九州横断道路の滝室坂トンネルは、8月1日現在、避難坑64%、本坑30%の掘削進捗率となっています。

7月上旬の豪雨は、阿蘇市荻の草・茗ヶ原地区など市北部地域に被害が集中、公共土木施設災害復旧補助対応事業として、全体で被害件数30件（河川20件、道路10件）、被害報告額は、約2億7,000万円となっています。

国の災害査定終了後、早期発注・復旧に努めます。

【住環境課】

熊本地震の応急仮設住宅入居者の方々の住まい再建は、災害公営住宅入居、自宅再建等で、ほぼ完了、最終的退去を11月末に予定しています。

本年5月に阿蘇医療センターへ譲与された応急仮設住宅黒川団地以外の3団地は、全世帯退去後、県で解体・撤去を実施、年度内完了を予定しています。

次に、教育部関係について報告します。

【教育課】

市内の小中学校は、5月末の臨時休校で、8月8日から8月20日まで、13日間と非常に短い夏休みになり、例年、開いていたサマースクールも中止になりました。

また、5月開催の運動会、体育大会も、2学期に延期、内容を縮小、午前中開催を予定しています。

学校施設整備関係は、文部科学省が推進するGIGAスクール構想のタブレット端末導入、校内LAN整備など、感染症対策の教育環境づくりに取り組みます。

熊本地震以降、JR豊肥本線不通で、通学が不便となった高校生を阿蘇市高校生通学支援

事業で支援してきましたが、8月8日全線開通により、待ち望んだ鉄道での通学が日常化することになりました。

改めて、JR九州をはじめ、関係者の皆様の御尽力に感謝します。

次に、病院事業について報告します。

【阿蘇医療センター】

新型コロナウイルス感染症第2波が発生し、県内でも感染が拡大しています。

特に、県北地域の2つのクラスター（感染者集団）発生で、県内病床の逼迫具合が4割に迫り、政府が示す指標の「コロナ指標ステージ3」に該当しています。

阿蘇医療センターは、新型コロナウイルス感染症対策熊本県調整本部並びに阿蘇保健所の要請で入院患者受入れ、疑似症患者のPCR検査（行政検査）を引き続き担い、感染症指定医療機関として懸命に取り組んでいます。

今後、新たなクラスター発生、秋冬インフルエンザ流行期の新型コロナウイルス感染症対応が危惧され、対策として、入院患者受入れ体制に必要な医療機器整備、院内感染防止は、個人防護具等の備蓄、病院敷地内に発熱外来対応のプレハブ設備の簡易診察室を設置するなど、対策を進めています。

また、病院経営については、新型コロナウイルス感染症対策で入院制限による入院収益減、外来受診を控えた受診者減、通常の医療活動制限等々の要因で、厳しい病院収益になっています。

大変な御心配、御迷惑をおかけしていますが、医療崩壊を防ぐため、細心の注意を払い、引き続き阿蘇地域中核病院として、一生懸命、病院経営に取り組んでいきます。

以上、9月定例会開会に当たっての諸般の報告とします。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の諸般の報告を終わります。

日程第6 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第6、市長より「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 引き続き、令和2年第5回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第8号「専決処分の報告について」

本件は、令和2年6月22日、阿蘇市狩尾において発生した公用車の物損事故について、同年7月30日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第9号「専決処分の報告について」

本件は、令和2年8月6日、阿蘇市内牧において発生した物損事故について、同月21日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第 61 号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、通知カードが廃止されたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 62 号「阿蘇市障害者福祉計画策定委員会設置条例及び阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

本件は、障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障がい者計画等を策定する体制を整備するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 63 号「阿蘇市野生動植物保護条例の一部改正について」

本件は、本市特有の自然環境を保護するため、より一層の対策を講じる必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 64 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 6 号補正であります。

歳入では、普通交付税及び前年度繰越金等を追加しております。

歳出では、坂梨保育園移転改修工事設計事業、飲食店等コロナ感染防止対策補助金、はな阿蘇美管理運営事業及び災害復旧事業等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 9 億 5,401 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 233 億 5,094 万 6,000 円としました。

議案第 65 号「令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では、繰越金を、歳出では、総務費、事業費及び予備費を追加しております。

また、包括的民間委託に伴う阿蘇市浄化センター等維持管理業務委託料の債務負担行為を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 5,903 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 7 億 8,480 万 4,000 円としました。

議案第 66 号「令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金及び繰越金を追加し、繰入金を減額しております。

歳出では、基金積立金、諸支出金及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 7,890 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 35 億 4,622 万 8,000 円としました。

議案第 67 号「令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では、繰越金を、歳出では、基金積立金、諸支出金及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 2 億 1,744 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 36 億 8,155 万 6,000 円としました。

議案第 68 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では、繰越金を、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を追加し、予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 863 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 4 億 6,679 万 1,000 円としました。

議案第 69 号「令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、繰越金を、歳出では、予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 372 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 1,612 万 9,000 円としました。

議案第 70 号「令和 2 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、繰入金及び繰越金を、歳出では、水道管理費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 301 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 782 万 1,000 円としました。

議案第 71 号「令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では、繰越金を、歳出では、予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 526 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 2,376 万 3,000 円としました。

議案第 72 号「令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

新型コロナウイルス感染症対策関係として、収益的収入では、対策関連補助金を、収益的支出では、材料費及び経費を追加しております。この補正の結果、収益的収入及び支出予算額を 26 億 6,582 万 2,000 円としました。

また、資本的収入では、対策関連補助金を、資本的支出では、医療機器等備品購入費を追加しております。この補正の結果、資本的収入予算額を 3 億 2,337 万 6,000 円、資本的支出予算額を 4 億 2,558 万円としました。

なお、過年度分損益勘定留保資金で補填する額について、変更はありません。

認定第 1 号「令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 2 号「令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 3 号「令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 4 号「令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 5 号「令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 6 号「令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 7 号「令和元年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 8 号「令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 9 号「令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 10 号「令和元年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

本件は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和元年度阿蘇市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、議会の認定に付するものであります。

認定第 11 号「令和元年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和元年度阿蘇市水道事業会計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、同会計決算について、議会の認定に付するものであります。

認定第 12 号「令和元年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度阿蘇市病院事業会計決算について、議会の認定に付するものであります。

報告第 10 号「令和元年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

以上、議案 27 件（報告 3 件、条例 3 件、予算 9 件、決算 12 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

この後、午前 11 時 15 分から執行部の要請により全員協議会を開催します。今回も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本会議場にて全員協議会を行いますので、お集まりお願いいたします。

お疲れさまでした。

午前 10 時 59 分 散会